

小規模保育事業の認可及び特定地域型保育事業者の確認について

この度、事業者から小規模保育事業の認可及び特定地域型保育事業者の確認の申請がありました。

それぞれ児童福祉法及び子ども・子育て支援法の規定に基づき申請内容を審査した結果、認可及び確認に必要な基準等を満たしていただきましたので、令和6年4月1日付けで、認可をし、及び利用定員（3号認定：0歳児3人、1・2歳児9人）を定めて確認を行う予定としています。

つきましては、当該認可及び確認を行うに当たり、児童福祉法第34条の15第4項及び子ども・子育て支援法第43条第2項の規定に基づき、意見を伺います。

<p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）</p> <p>第34条の15　〔省略〕</p> <p>2　国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。</p> <p>3　〔省略〕</p> <p>4　市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、<u>あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。</u></p>			
<p>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）</p> <p>第43条　第29条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所…〔中略〕…ごとに、第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員…〔中略〕…を定めて、市町村長が行う。</p> <p>2　市町村長は、前項の規定により特定地域型保育事業…〔中略〕…の利用定員を定めようとするときは、<u>第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。</u></p>			

令和6年4月1日付け認可及び確認予定の小規模保育事業及び特定地域型保育事業者

法人名	株式会社アイگران		
事業類型	小規模保育事業A型		
事業所名	アイگران保育園米原		
所在地	米子市米原九丁目4番23号		
認可定員	12人		
利用定員	3号認定	0歳児	3人
		1・2歳児	9人
	合計	12人	
保育標準時間	7:30～18:30		
保育短時間	8:30～16:30		
開所曜日・時間 (延長保育を含む。)	月曜日～日曜日　7:30～22:00		
対象年齢	生後満60日～満3歳を迎える年度末まで		

【参考】

1 地域型保育事業とは

- ・保育所（原則20人以上）より少人数の単位※で、原則0歳児から2歳児までの保育を必要とする子どもを保育する事業です。

※事業所内保育事業所については、この限りでない。

- ・地域型保育事業は4種類あり、このうち、米子市には、小規模保育事業と事業所内保育事業を行う事業所があります。

（地域型保育事業の種類）

家庭的保育事業	家庭的な雰囲気の下で、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細やかな保育を行う事業
小規模保育事業	少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の下、きめ細やかな保育を行う事業
居宅訪問型保育事業	障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合や施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う事業
事業所内保育事業	会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもの一緒に保育を行う事業

2 小規模保育事業の認可基準

小規模保育事業の認可については、市町村の条例で定める基準（本市においては、「米子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」で定める基準）に適合しており、かつ、その事業を行う者が児童福祉法第34条の15第3項各号に掲げる基準に該当すると認めるときは、認可をするものとされています。

本申請について、審査をした結果、各基準に適合していることから、本申請について、認可する予定としています。

（米子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例で定める主な認可基準）

事業類型	A型	B型	C型
	保育所分園、ミニ保育所に近い類型	中間型	家庭的保育（グループ型小規模保育）に近い類型
職員数	保育所の配置基準＋1名	保育所の配置基準＋1名	0～2歳児 3：1
職員資格	保育士※	1／2以上が保育士※	家庭的保育者
保育室等	0・1歳児：1人当たり3.3㎡ 2歳児：1人当たり1.98㎡		0～2歳児： 1人当たり3.3㎡
給食	自園調理、調理設備、調理員		

※保健師、看護師又は准看護師等の特例あり

(児童福祉法第 34 条の 15 第 3 項各号に掲げる基準)

- (1) 小規模保育事業を行うために必要な経済的基礎があること。
- (2) 小規模保育事業を行う者が社会的信望を有すること。
- (3) 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。
- (4) 申請者が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者等に該当しないこと。